

平成28年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成28年 6月 17日（金曜日）

開 会 午前 11時36分

閉 会 午後 0時01分

○会議に付した事件

1. インターネット公売訴訟に係る控訴審の対応経過について
-

○出席議員（7名）

委員長	小 西 秀 延 君	副委員長	及 川 保 君
委 員	前 田 博 之 君	委 員	大 淵 紀 夫 君
委 員	吉 田 和 子 君	委 員	吉 谷 一 孝 君
委 員	西 田 裕 子 君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 課 長	岡 村 幸 男 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
総務課危機管理室長	小 関 雄 司 君
総 務 課 主 幹	伊 藤 信 幸 君
税 務 課 主 幹	小 林 繁 樹 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまから総務文教常任委員会協議会を始めたいと思います。

（午前11時 36分）

○委員長（小西秀延君） 最初に、担当課より説明をお願いしたいと思います。岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） お忙しいところ、委員会協議会を開いていただきましてありがとうございます。インターネット公買訴訟に係る控訴審の対応についてご説明をさせていただきたいと思っております。本町が被告となりまして争われておりますインターネット公売に係る損害賠償額請求訴訟の控訴審の対応についてでございますが、この訴訟の経過につきましては、昨年7月に1審判決において本町が勝訴したことにつきましては本年2月にいずれも当委員会協議会におきましてご説明を申し上げております。この判決に対して原告が不服として高等裁判所へ控訴してございまして、前回のご説明ではどうなるかということはあるわけですが、実は控訴されております。この内容につきましては委員会協議会のほうにご説明の機会を得たいということで事務局のほうに4月以降お話をさせていただいておりました。そういう中で実は高等裁判所の口頭弁論が1回で終了しまして、そして今月の末には判決が出るという急遽そういうような流れになってきてございます。そういう中で、その対応等につきましてご説明をさせていただきたいということでございます。詳細の内容については担当の主幹のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） それでは私のほうからお配りをしました資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。まず初めに裁判の概要でございますが、本年2月12日にインターネット公売に係る損害賠償請求等訴訟の判決言い渡しは埼玉地裁のほうで行われまして、原告が主張します全ての訴えにつきまして却下ないし棄却する判決が下されたことにつきましては、2月18日の当委員会協議会においてご報告をさせていただいたところでございます。本日ご報告させていただく内容としましては、原告がこの判決を不服としまして、2月24日付けで東京高等裁判所へ控訴したことを受けまして5月28日に控訴審裁判の口頭弁論が行われまして即日結審なつたことと、控訴審の判決言い渡し期日は6月29日水曜日の予定となっていることなど、順を追ってご説明をさせていただきたいと思っております。まず1番目、事件の概要につきましてですが、こちら前回ご説明したとおりでございまして本町が差押えをした不動産物件についてインターネット公売を行ったところ、最高額で落札した新たに所有者となった者が落札後に想定を超える大量の残置物の存在がわかったとのことで事実不告知及び瑕疵担保責任によりまして本町を被告として損害賠償を求めた訴訟でございます。次に2番目、埼玉市裁第1審の判決についてでございます。今回の第1審の判決内容ですが、大きく3点となっております。1つは動産類所有権放棄書。いわゆる動産処分承諾書でございますが、この原本の引き渡しを求める請求につきまして却下との判決を下しまし

た。これは昨年12月25日に開かれました第2回口頭弁論の席上、原告が裁判官の促しによりまして、その面前で原本を受領したため不適法と判断したためでございます。また、本町が承諾書の原本を保有していることをもって建物内の動産類を専有している旨ですとか、承諾書写しでは効力が認められない旨の原告の独自の主張はいずれも裁判所では採用できないこともつけ加えられました。2つ目に瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任、損害賠償請求のいずれも棄却との判断を下しました。その判断に至る地裁の見解につきましては2ページ目、上段の(2)に記載しましたとおり3点上げられました。まず1点目でございますが、公売の目的物は土地建物であって、残置物は目的物ではないということでございます。従いまして本町が瑕疵担保責任を負う理由はないとされました。2点目に、公売の目的物ではない残置物等の情報につきましては、自己の責任でリスクを負うものであるとの見解が示されました。従いまして本町は説明義務違反による債務不履行責任ですとか、事実隠匿による不法行為責任を負う理由はないとされました。3点目でございますが、官公庁が行うネット公売などでしばしば残置物等の情報提供をしている自治体の例に触れまして、あくまでも説明義務の対象外であるとの前置きのもと、これらの情報提供は買い受け希望者の便宜のためのものであるとの見解が示されました。ここでただし書きが加えてられておりますが、便宜のための情報がかえって意思決定を混乱させたり困難に至らしめる場合、お互いの信頼を裏切らないよう行動すべきであるという法原則を指し示す信義則上の責任を場合があるとの見解が示されております。本町が原告に対して提供したさまざまな情報提供につきましては、この信義則には反しないとの判断が下されたものでございます。以上の3点の見解を踏まえまして、判決書におきましては損害賠償の点については判断するまでもなく、いずれも理由がないため棄却するのが相当であると結論づけられました。従いまして、敗訴者負担の原則によりまして訴訟費用は原告の負担とすることとされました。次に3、原告の控訴についてでございます。原告は今回の1審判決を不服としまして2月24日に東京高裁へ控訴状を提出いたしました。控訴の主な理由としましては、1つに町が建物内の残置物を占有している旨の原告の主張が認められなかったこと。2つ目に第1審の裁判官の進めで受理した承諾書原本は客観的に無効であること。3つ目に承諾書は原本でない効力がないという主張が認められなかったこと。4つ目に残置物である動産類も公売物件の一部であるとの主張が認められなかったこと。その他、第1審判決内容全般におきまして審理が尽くされてないとの理由を上げております。次に4番目、町の考え方と対応経過でございますが、本町としましてはオークションガイドライン等による注意喚起、そして本人に対する残置物の存在を事前に説明してございまして、落札者はそれらを認識・合意した上で本物件は落札したことから、損害賠償請求をされる理由はないとの見解に第1審同様変わりがないことから佐々木総合法律事務所と再度の委任契約を締結いたしまして控訴審への対応をすることといたしました。対応経過の流れにつきましては3ページ目、四角で囲っている部分でございますが、2月12日の判決言い渡し後18日に当委員会協議会にてご報告。そして24日に原告控訴。3月31日に佐々木総合法律事務所との委任契約の後、5月18日に原告、被告双方出廷しまして控訴審の口頭弁論が開かれまして即日結審。そして今月29日に判決言い渡し予定されて

ございます。最後になります、今回裁判に要した費用についてでございますけども第1審、第2審ともに佐々木総合法律事務所訴訟代理人としまして、委任契約を締結しまして委託料の総額としましては96万3,442円となる見込みでございます。そのうち本日提案の6月補正予算におきまして、第2審に係る委託料のうち21万6,000円を計上させていただいております。私のほうから以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（小西秀延君） それでは担当課よりのご説明が終わりました。質疑のあります方はどうぞ。吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。今回最終的な費用について96万3,422円、これが最終的に係るといふことのこれは理解できるのですが、これについて町側として相手方にそれを請求する考え方を持っているのか。私自身はこれをきちんとルールに基づいてインターネット公売をやった中で判決を受けてそれが正しいという判断を受けた場合、これ町民の税金をこの裁判の費用として使うわけですね。これまちとして損害を被ったわけですね、町民の税金として。それについてまちは今後どういうふうにする考え方を持っているのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） お答えをさせていただきます。訴訟費用という部分で言えば訴訟状の手續に係る費用というのは今回の判決の中でも、1審の判決の中でも原告の負担ということになりますが、いわゆるこの訴訟を相手と裁判の中で争っていくという、そういう中で弁護士の費用をお支払いするというのは、実はこれは相手に求めるということをも基本的にできません。ですから、裁判というのはお互いの主張が認められないためにそれぞれがその裁判所に申し立てをするということになりまして、それぞれが主張を展開するための係る費用というのは、これは相手に求めるということには基本的にはならないということなのです。ただし、裁判所に係る手続的な費用というのは、これは当然訴訟に負けたほうが負担という形になりますが、いふならばそういうものについては相手方に請求することはできないということになります。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） この裁判については、そういう説明を当初からいただいているので、それは理解しています。僕が求めるのはこの裁判で、要は当町がこの弁護士費用に対するこの96万3,442円何がしというお金は、これ本来は責任がない部分で発生したものだ。要は相手方が裁判を起こしたために発生した費用なので、それを単純に町民から集めた税金からこの費用を捻出してその分に対しては新たにというか、そういった形で請求する気持ちがないのかということの質問なのです。その辺について。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 吉谷委員のおっしゃること非常にわかるのです。裁判に係る費用というのはこれ訴えられなかったらうちのほうもこれに応訴していくということもないわけですから、基本的にはその費用というの係らないという部分で、それが係ったことに対して町民

のそういう貴重な税金でいただいたのものをやはりその裁判の費用にかけるということに対して、それをということについて十分その考え方はわかります。ただし訴訟というものは、これは実はその費用を負けたときに全部負担するのですよという、そういう訴訟関係でいくと、それ訴訟というのは実は訴えるのほうも訴えられるほうもという部分ですけども、訴訟というのは実はいわゆるお金がないとできないという、そういうものになっていきます、簡単に申しますと。ですから、その訴訟費用というのは基本的にはそれぞれが負担すべきものという、そういう考え方でございますので、ご質問の趣旨は非常にわかるのですけども、法体系の中ではそういう対応をせざるを得ないという考えてございますのでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。山本議長。

○議長（山本浩平君） ヤフーオークションで落札されたものはもう既に入金されているのですよね、ヤフーオークションという会社のほうから。その確認が1点と、それともう一つは、前にもちょっと何かの機会にお話したのですけども、要は向こうはこの残置物の存在こんなにあると思わなかったというような話の今回の訴訟ですね、内容としては。町としてはヤフーオークションというそのオークションのルールの中できちんとそれは説明責任を果たしているというようなことだから、これ勝利というか勝ったわけだと思うのですけども、通常の売買のやり取りですとお客様と提供するほうとの間で当然この直接話を交わして、実はこういうのはこうですよ、これはお宅で処理してくださいとかという話し合いがそこにやはりきちんと成されればこういったことは起きなかったというふうに思うので、やはりこういうオークションのマイナス部分がちょっと今回出てしまったのかなと思うので、今後いろいろと気をつけるというか、検討されればよろしいのかなというふうに思います、これは感想ですけど。

○委員長（小西秀延君） 小林主幹。

○税務課主幹（小林繁樹君） 私のほうから。お金のほうは入札後、何日以内ということで決められていますので、お金のほうはきちんと入っております。

○委員長（小西秀延君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 今後こういった形は続けていかれるのですか。

○委員長（小西秀延君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 今後につきましては滞納処分の観点から、こういうことは続けていこうと、収納率向上のために考えております。ただ、先ほどおっしゃられたように、残置物等についてはこういうような問題が起きないように対処法を考えながらやっていこうということでございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 56分

再開 午後 0時 00分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。お疲れさまでございます。

（午後 0時 01分）